

岡山家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成28年6月15日（水）午後2時30分

第2 場所

岡山家庭裁判所特別会議室

第3 出席委員

1 委員（五十音順）

江田始男委員、岡崎紀子委員、鬼澤友直委員、小池覚子委員、清板芳子委員、高崎和美委員、高山公彦委員、田仲信介委員、南條雅彦委員、野口正行委員、平松敏男委員、松田茂夫委員

2 ゲストスピーカー

岡山少年友の会 重吉理美会長

3 説明者

玉井徹主任家裁調査官

4 オブザーバー

高田禎子事務局長、前田直之首席家裁調査官、長谷川健作首席書記官、森拓二郎次席家裁調査官

5 事務担当者

大橋憲一郎総務課長、林隆也総務課課長補佐

第4 議事の要旨

1 開会

2 所長挨拶

3 新任委員挨拶

4 副委員長指名

5 報告

過去の委員会で出た意見への対応について次のとおり報告を行った。

(1) 事件関係者に対して送付する書類の見直し

平成27年6月11日（木）に開催された委員会で「調停事件当事者等に対して送付する書類」をテーマに意見をいただいたことに関連して、同年10月21日（水）に一部の改訂について報告したが、その後、引き続き見直しを行い、進行に関する照会回答書、連絡先の届出書、意見書について改訂を行った。

(2) 男女共同参画関係

平成27年10月21日（水）に開催された委員会で「裁判所における男女共同参画」をテーマに女性職員の登用拡大について意見をいただいたことに関連して、平成28年2月22日（月）に育児休業中の職員に対する面談等の開始について報告したが、その後、このような取組は他の裁判所にも広がっており、取組に手応えを感じている。

6 意見交換等

「教育的措置について」をテーマに、別紙のとおりの意見交換が行われた。

なお、意見交換の前に、裁判所担当者からは、教育的措置について、また、岡山少年友の会から会長に出席していただき、少年友の会の取組について、それぞれ説明を行つた。

7 次回の期日の決定、意見交換事項（テーマ）の決定

(1) 次回の開催日時

平成28年10月24日（月）午後3時

(2) 意見交換事項（テーマ）

離婚調停事件（面会交流）について

8 閉会

(別紙)

意見交換における発言要旨

(◎委員長, ○委員 (委員長を除く。 () は, 家庭裁判所委員会規則4条の何号の委員であるかを示す。), △事務担当者, □オブザーバー)

◎委員長

それでは、意見交換に移りたいと思いますが、主任家裁調査官からの説明で、当庁で実施しています教育的措置について、個別実施型、講習参加型、社会体験型及び適応支援型の4つに分けて御説明させていただきました。これらについて、皆さんから御質問とアドバイスをいただく形で進めていきたいと思います。

ただ、いきなり皆様に御意見を伺っても、なかなか言いにくいところもあると思いますので、各類型ごとに担当者からこういう点に難しさがあるということを御説明させていただきたいと思います。それらの点も踏まえて、御意見をいただければというふうに思っております。

まず個別実施型の教育的措置について、どういう難しさがあるのか説明してください。

□ A

個別実施型については、時代の変遷に合わせながら調査官が創意工夫を重ねて、調査場面で様々なメニューを用意してきたという特色があります。

ただ、前回の委員会でも取り上げさせていただきましたが、非行の低年齢化であったり、スマホやLINEの普及であったり、時代の変遷に合わせた形で、対応ができているんだろうか、旧態依然になっていないかというところに難しさがあるといえます。現代型といえるような昨今の非行や少年の特徴を踏まえて、新たな指導ができないか、新しいアプローチがないものか、そのあたりについて御示唆をいただけたらと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○B (1)

ちょっと聞き漏らしたかもしれないのですが、個別実施型は、どのくらいの時間をかけて、何人程度の調査官で実施されているのでしょうか。

□A

大体の場合は、1人ないし2人の調査官が担当しております。担当調査官が少年と保護者と一度会って話を聞き、何らかのアプローチを行った上で、審判につなげていく形が基本になっています。

調査官が、しばらく様子を見たいなというときには二度、三度と継続的に面接を重ねながらアプローチをしていくことも可能です。ただ、裁判所として、一つの事件の処分を決めるのに余り、長い時間をかけるより、早目に処分を決めて手当を行うことも求められますので、一度の機会にアプローチすることが多いと思います。

○B (1)

実際やってみたときの効果というか、手応えとかいうあたりはどうですか。

□A

そうですね。調査官の調査を通じて、ここが問題であるという点を絞って指導していますが、様々な問題を同時に抱えている少年がほとんどですので、個々の教育的措置の効果や手応えを検証するのはなかなか難しいです。

ただ、審判の場で裁判官から、この前、調査官とこういうことをやったみたいだけれどもどうだったかという話をしたときに、残念ながら全然覚えていないという少年もありますし、あるいは、この点は覚えていましたと答える少年もいます。すごく手応えを感じているかと言われると、正直なところ自信はありません。

○C (1)

たくさんあるメニューについてですけれども、その少年にとって必要なメニューはこれだというふうにある程度見立てをして選ばなくてはいけないと思うのですが、一度きりの面接だと、この少年にこれを適用したら良いということ自体が分からぬいということはないんですか。

□A

そういう側面は否定できないと思います。事件に関しては、比較的ターゲットにしやすいんですけども、家族関係や友達関係などは、少年の動機付けといいますか、少年がどこまで問題意識を持っているかとか、保護者がどれだけ問題意識を持っているかというのもありますので、調査官がターゲットにしたいと思っても、実際にはできないことがあります。

○D

この個別実施型では、一回当たりどのくらいの時間をとってやっているのでしょうか。

□A

それぞれの教育的措置によって、多少の違いはありますが、一度きりという形になると、事件の事情を聞いたり、家庭環境など、事件の背景を把握する時間が必要になってきますので、30分前後で実施しているものが多いかと思います。

○C

少年からすると、裁判所にいる調査官に初めて会って、まだ相手はどんな人かもよく分からないし、自分には少し非も感じているわけですけれども、その中で言いたいこともあまり言えなかったり、それから聞いても緊張していて、よく頭に入ら

なかつたり、そういうふうなことが当然起きている中での30分なんですね。

□ A

そうですね。少年にもよりますが、そういう側面もありますね。

○ C (1)

事件を起こすような少年は、十把一からげに言うことはできませんが、親との関係がうまくいっていなかったとか、他者との関係にしつくりした感覚を持てない少年であったりすることが多いと思うので、そういう少年はそこで初めて会った調査官とお話ををして、何か学びとれるかというとなかなか入ってこないのも無理もないのかなという感じがしますね。

□ E

C委員からの御質問の点も含めて、若干補足させていただければと思います。

今の点にも関係するところなんですけれども、面接を行う前にまずは警察から送致されている事件についての記録がございますので、それを事前に検討いたしまして、それをもとに今、C委員から御指摘がありました問題、そういう点は若干触れられている場合もあったりしますので、この子についてはこういった点が一つポイントであるかもしれないなというのは、ある程度は当たりをつけるというところは一つあると思います。

それから、それと同様に個別実施型について、当該少年についてどういうふうに接するかを事前に検討する際に、やはり記録の中から、例えばたまたま私が最近担当したケースであれば、ストレスに関しての問題からリストカットがどうのとか、あるいは、食行動の不規則さが問題だといったところが、記録に記載されているケースがあつたりします。そういう場合は、例えば、生活改善プログラムについて、この子の場合は医務室、看護師のサポートを得るということになれば、一度ではち

よつと難しければ2回面接に来てもらうことを予定しようかといった形で計画を立てたりする場合もあります。

○F (2)

ちょっと分からないので教えていただきたいんですけども、個別実施型のいわゆる教育的措置という言葉ですね。僕が聞いていても何を教育されているのか、具体的によく理解できていないんです。

今までの話だと、調査官が、警察から送られた事実について、処分のための前提として、独自に再度の事情調査とかをやっているだけに感じられるんですが、いわゆる教育と言われるものがこの30分なんかができるものでしょうか。

それとここに書いてある作文・コラムの活用などについても、今聞いているとあまりやられていないんじゃないかなと思ったので、そこについて忌憚のない意見を教えていただきたいんですけど。

□A

調査官の調査面接における教育的措置は少年とのやりとりが基本としてあります。先程から30分程度で行うと話していますものは、少年や保護者と話をして、さらに深めていくためにプラスアルファで行うものと御理解いただけたらと思います。

教育的措置というのは、このプラスアルファの部分だけではなく、家庭裁判所の関与全てで行われていると思いますし、更に言えば警察や検察庁での関与に通じていると考えています。少年にとって、事件が検挙されることは大きなことなので、家庭裁判所に来た段階で反省が深まっていたり、保護者も危機感を強めたりする場合もあるわけです。そのような場合には、調査官とのやりとりで反省の深まりを確認して終わる場合もありますし、反省文を書くなどプラスアルファのアプローチで反省をより深めてから終わることもあります。

○G (4)

今、F委員はすごくいい指摘をされたと思うんですけども、個別実施型であれば、これが一体どういう教育的な働きかけなのかというような疑問を他の委員さんもお持ちだったりするんでしょうか。この辺はいいと思うけど、これはどうかなと思われるところがおありでしたら、率直な意見を言っていただければと思います。

○B (1)

いろいろなメニューがあったというのはよく分かりましたが、それだけで十分だとすると、かなり段階的に少しづつ時間をかけながら、ある程度各メニューがつながっていくようにしていく必要があるのかなと思っておりまして、そのあたりの連続性をどういう形で保っていくのかなと思います。1回で終わるほうが本当はいいと思うんですけど、中にはいろんな問題を抱えている方もいると思うので、ちょっとそれでは難しいということなので、そのあたりをどう対処していくのか。その人に合わせて、連続性を持たせるのが、やっぱり大切じゃないのかなと思います。

□A

問題性が高く、盗みを繰り返したり、暴力の問題もある少年などについては、長いスパンをかけて指導していかないといけないという点はそのとおりであると思います。どの部分を教育的措置の狙いとするか、どの程度時間をかけて反復的に教育すべきかなど、家庭裁判所だけで完結させるのではなく、保護観察所などの関係機関につなげていくためのアセスメントとして教育的措置を行うことも有意義であると思います。

○B (1)

それなりの何か細かいニュアンスも含めた情報のやり取りから、他の関係機関と連携して教育的措置もできるということなんですか。

□ A

どこまでできているかというところはありますが、家庭裁判所ではどういう教育的措置を実施したか、そのときの少年や保護者の受け止め方がどうであったかというところは、調査官が作成する少年調査票に盛り込むようにしています。また、調査票には、少年の課題や指導の方向性について意見を書くようにしています。

○ C (1)

教育の効果として求めるもの、あるいは教育の狙いについてですが、裁判所の場の雰囲気や当日のお膳立てなどから、これは大変なことをやったらしいというふうに感じさせて、いわば一種の威圧感からもう二度としないという内容の反省文を書いて、とりあえずその場で反省の気持ちを持たせることをして教育をしたと考えるよりは、やっぱりその子がそのような事件を起こしてしまって至る動機というのが、その動機は必ずしも何かが欲しいとか、誰かを殴りたいとかいうのではなくて、そこに追い詰められていくその子の言ってみれば弱点というか傷つきをはね返せない弱さというか、そういったふうなものに響く働きかけの糸口みたいなものが必要なのかなという気がします。

調査官との出会いは、そんなに回数は多くないのかもしれません、でも一番最初にそこで質のいい出会い、この人なかなかいいぞとか、あの人は温かいとか、今まで会った人とは違うなというふうな、そういう感覚を面接の中でどんどん投げ込んであげる、すなわち質の良い出会いの最初のインプリントみたいなことを調査官が意識してされるといいんじゃないかなと思いました。

人との関係というのは、じっくり長くというのもありますが、短くてもいいから繰り返しであって、前回会ったときのことを心に畳みながら、また次のときに会って、そしてまた畳んで、また次のときに会うといったふうな、そういう考え方もあるのかなという気がします。限られた時間しかないかもしれません、ならば短い出会いを繰り返し、回数を重ねて、面会するとよいのではないかと思います。

◎委員長

どうもありがとうございます。またこちらでいろいろと議論をしていきたいと思います。

では、次の講習参加型の交通事故講習について、調査官の悩みを述べていただきたいと思います。

□ A

岡山県は、人身事故の発生率が非常に高いということを前回の委員会で申し上げたところです。交通事故講習は、全国の多くの家裁で行われてきたものだと思いますが、岡山家裁では、看護師から話をしてもらうなど、様々な工夫をしていると自負しているところです。ただ、運転免許センターなどの行政講習などうまくすみ分けをしながら、やっていきたいと思うところがあります。裁判所として何かこういう指導ができないかなど御示唆をいただけたらありがたいと思います。

◎委員長

H委員、学校関係ではこのあたりはどのようにやられているのでしょうか。

○H (1)

生活指導との関連性も考えながら、どれくらい子供たちにインパクトを与えられるかという観点で交通指導を行っています。今の子供たちは、こういうことが起きたらそれがどういうことを招くのかということを想像する力が非常に弱いと思います。

そこで、例えば、J A Fの方に実際に学校に来ていただいて、交通のホームルームで、時速60キロでブレーキを踏まずに人形を跳ねたらどうなるのか、大型扇風機で風を当て、その中で傘をさしたり、スマホを持ったりして運転したらどれくらい不安定になるのかを、子供たちに体験させ、実感させることを取り入れたりして

います。

また、御参考になるかは分かりませんが、警察と連携した非行防止教室では、各クラス単位で担任の先生と制服姿の警察官が協力して、チームティーチングの形で初発型非行の防止に向けて工夫して子供たちに話をするといったことも学校では行われています。

○ C (1)

さっき例えば、万引きの被害に関する講習は、年5回行ってらっしゃるということですが、これは5回実施して、5回とも参加するんですか。

□ A

いえ、一度の参加が基本となります。

○ C (1)

何分くらいですか。

□ A

交通事故講習に関しては、おおむね2時間程度です。

○ C (1)

どんな講習なのか体験してみたいですね。

○ I (2)

講習というとやっぱり学校形式みたいな感じになるのかなと思うんですけども、実際来た少年がこの中ですることというのは、どんなことがあるんでしょうか。見る、聞く、読む以外ですることというのはないんですかね。

□ A

例えば、それほど長い時間は取っていませんが、危険予知トレーニングというものを取り入れており、どこに運転上の危険があるのかを少年と保護者で話し合ってもらい、発表してもらうようなやり方はしております。

○ I (2)

学校のように並べてあると、やっぱり学校のようを感じると思うんですよ。それで学校というのは、やっぱり先生の言うことを聞いていたらしいとか、期待される答えを言えばそれでいいと思いがちで、この講習については、そんな感じに流れないための工夫というのは、例えばどんなことでしょうというので、やっぱり最初に例えば、この講習というのは皆さんがどんな説明をするのかなと思って、皆さんに知ってもらうためですよというのか、皆さんのためですよみたいなことを言うのか。あるいは、社会の安全のためですよとか言ったりとか、何かされているんですかね。

□ A

交通事故講習は、比較的軽微な被害にとどまり、追突事故や接触事故など運転態様がそこまで悪質でない少年を参加させています。

ですので、交通事故講習の対象者は一番非行少年らしくない少年たちと言えるかもしれません。

○ I (2)

そうですね。犯罪性もおそらくない子たちですよね。

□ A

ただ、ともすると、交通事故に関して甘い認識のままであったり、民事上の責任については保険会社や保護者任せであったりして、交通事故の怖さや責任の重さの

認識が乏しい少年がいますので、被害の実態を看護師から説明したり、交通事故でお子さんを亡くされた親御さんのDVDを見せたりしています。

□ E

若干補足させていただきます。今、交通事故講習の関係の御説明をさせていただいたところですけれども、幾つかの側面で構成するように工夫はしているつもりでありますし、法律面でありますとか、あるいは交通事故の結果生じたけがの重大性というか、そういう知識を持つてもらう側面もあり、あるいは、被害に遭われた方のDVDを観てもらうことによって情緒面に訴えるといったような、被害を受けることの大変さというのもできるだけ身にしみて分かつてもらうために、視聴覚を使ったりする工夫をしているところです。

◎委員長

交通ルールというよりは、被害者の気持ちを理解するという方に重点を置いているんですかね。

□ A

そうですね。社会の一員として、交通事故って怖いものだということを知つてもらう目的がありますが、対象者の特徴を踏まえて、あまり責めるような形にはしないように心掛けています。

◎委員長

学校みたいに並んで、退屈そうに聞いているというようなことはないですか。

□ A

お昼からやっておりますから、どうしてもそういう場面はあります。

○G (4)

ちょっと補足をすると、これ回数が、やっぱり一番多いんですね。この講習をしないとなると、非行性もないし、被害結果も大したことではないので、おそらく審判不開始で終わることになると思います。

でも、それではやっぱりいけないだろうというので、やっぱり講習をして手当てをする。それから、歴史的には暴走族少年とかがいた時代に、全国各地でも交通講習にすごく力を入れるようになって、その背景には、件数が多い割に手当てが少なかったという反省もあったと思うんです。でも学校みたいに並んでいて、その中で目立って態度が悪い子がいたらそのままでは帰しませんし、裁判官が呼んで指導することもしているので、メリハリはできているのかなと思っています。

これ学校みたいにやるということ以外に何か工夫ができるのであれば、提案やアイデアをいただければと思うんですけれども。

○F (2)

この講習というのは、不開始になるとしても必ず受けてもらうことになっているんですか。

○G (4)

交通事故の被害の程度とか初めての非行であるとか、そういう基準で決めています。

○I (2)

この交通事故については、ほとんどは何らかの処分を受けるにしても受けないにしても、講習を受けているということですか。

○G (4)

そうですね。交通事故を起こしたら、基本的には受けることになるんだと思いますけど、けがまで至らないものは、この交通事故講習には入ってこないですし。これは交通事故講習なので。

○I (2)

人身ということですね。

◎委員長

けがが重い場合には、どうするのですか。

○G (4)

個別の審判をするということになると思います。その上で、保護観察にするのか、不処分で終わるのか、そこは裁判官が判断することになるかと思います。

○C (1)

交通事故にしても、それから暴力にしても、万引きにしても、自分がやっていることの必然として起きてくることへのイマジネーションが最近の子供は本当に乏しくて、殴れば痛いとか、いじめれば悲しいということが分からぬ子供たちが増えているので、そういうことを教えるということも大事なんだと思うんですが、でも被害の度合いを伝えるというのは、やっぱりおまえがやったことはこんなにひどいんだよみたいに、責めるような内容に、やり方によってはなるかなという感じがして、やっぱり責められるというふうな、怒られに行くとか、やったからこの講習を受けに行かないといけないのを今日すませるみたいな、そういうものになつたら、とにかくあそこに行って2時間我慢して座つておけばいいというものに成り下がらないようにしないといけないなという感じがします。

先ほどのお話の中にも、自分が被害者になって、足をこんなにけがしたらすごく痛いよというような、君も被害者になることがあるから、被害に遭わないようにしようというような、何かそういうところを強調できればいいと思います。人権教育をするときは、自分の人権がいかに侵されているかというところを伝えると、人権を侵されている人の話をするよりも、人権意識というものが切実に分かるということがよく言われますが、それと同じように、あなたが加害した相手の被害がこんなにひどいことになるんだぞということを強調するとやっぱり責められている感覚になってしまわないかなということが少し気になりました。

いつ被害者になるか分からぬ自分を、自分が守らなくちゃいけないんだ、父母と一緒に来ていたら、この子も守ってやらないといけないんだというふうに考えるような仕組みを考えていくことも必要なのかなというふうに思いました。

◎委員長

悪者にするんじゃなくて、自分も同じ被害を受ける可能性があるんだというところを強調していくべきだと。

○C (1)

そうです。おそらく事件を起こさない子よりも、基本的に悲しい立場に立っている子たちじゃないかと思うんですよね。そこら辺に何か働きかけられたらなというふうに思います。

◎委員長

ありがとうございます。今の話の流れもありますけれども、万引き被害を考える会について裁判所の感じる難しさを述べてください。

□ A

万引きは、よく犯罪の入口として位置付けられており、時代の変遷にあまり左右されず、事件数が多いといえます。

先ほどの話とつながりますが、最近の少年は想像力が乏しく、店舗がどれほどの被害を受けるのかという認識が欠けており、調査官が話をするだけでは伝わらないところがあります。そこで、ゲストスピーカーの方に来ていただいて話をいただいているのですが、ゲストスピーカーに話していただいた内容を少年と保護者が持ち帰ってもらえるよう、裁判所がどのような工夫ができるのか試行錯誤を繰り返しているところです。

◎委員長

J 委員の部署では、こういう万引きをした生徒さんとかは抱えておられるのでしょうか。

○ J (1)

もちろん万引きをした生徒もおりまして、日々の生活の中で振り返りをさせることもあります。当所の場合は、日々の生活を通しての教育ということになりますので、入所前のことあまり細かく聞くことは少ないですけれども、「あんなことしなかったらよかった」とか反省めいたことを言う子はあります。やっぱり反省だけじゃなくて、過去を振り返ることができたことによって、この子は一つ山を越えたなというのは、時々感じることあります。

また、万引きなどで被害にあったお店の人は、つらかったんだ、悲しいんだ、もうやめてほしいと感情に訴えても、なかなか響かない子供たちもいると思うんですけれども、そういうところよりも、やはり再発防止に力を入れた方がいいんじゃないかなと思います。ゲストスピーカーの方も非常に言いたいことはたくさんあるでしょうけれども、攻撃的な感情は抑えてくださいと伝えることも必要なのかなとは

感じます。

◎委員長

検察庁ではいかがでしょうか。

○K (3)

やはりまず軽い意識でやっている人が非常に多いです。成人もそうなんですか
ども、数百円のものを盗んだって大したことないだろうという人が多い中で、こう
いった実際の被害者の実情を語ってもらうというのは、非常に良い試みだと思います。

あと、少年の場合は、成人の倍くらい共犯率が高いので、そうすると環境調整的
なものになってきますが、保護者も参加していただきて、その講習を受けっぱなし
にするのではなくて、その後のフォローも重要なのではないかなど思います。ちょ
うと局面が違いますが、例えば、検察庁で処分を保留するときは、終局処分を決め
ないで保留しておいて、その間に生活や環境が改善されているかどうかを見て、し
ばらく経って、それを子供だったら、親に聞いて悪い子供と付き合っていないだろ
うかとか、真面目にやっているだろうかというようなところを確認して処分を決め
ることもありますので、そういった再犯防止環境に似たフォローアップも必要な
かなと思います。

◎委員長

ゲストスピーカーの方からは、今の御指摘があったように、やっぱり被害に遭っ
たときの悲しみとかそういうのをうまく説明していただいているんですか。

□ A

そうですね、経済的、時間的、精神的など様々な角度から被害の実態を話してい

ただいています。なお、万引きをしてしまった少年が店に謝罪に行ったときに、攻撃的に責めるというような店長さんは、ほとんどおられず、諭していただいているというのが実情のようです。裁判所にお越しいただいているゲストスピーカーも、こちらが改まってお願ひをしなくとも、攻撃的に責める方はいらっしゃいません。

○ I (2)

万引きなんかも常習化している人がいるわけですけど、この被害を考える会というのは、常習化した子供さんを対象としているわけではないんですね。

□ A

基本的にはありませんが、これまでほとんど手当てがされていない形で万引きを繰り返している少年を参加させる場合もあります。ただ、なるべくは入口のところの少年に受けてもらいたいという形でやっているところではあります。

○ I (2)

弁護士会では、成人のクレプトマニアの入院治療をしている長野県の有名な病院の院長さんの話とかを聞いたりしているんですけど、一番はピアカウンセリングだと言われます。乗り越えた当事者が語る声ほど強いものはないというふうに言われていて、それはそうだなと思うんですけど、今の少年の話を振り返ってみると、そこまでいっていない人たちという点では必要ないのかなと思うんですけども、案外若いときにやんちゃしていたけど、今はきちんとやっていますという方なんかがおられたら、それはいいかなとすごく思っているんです。その話になると、予算の話ですけど、ゲストスピーカーはお金はただでやってもらっているのですか。

□ A

講習という形でお招きしていますので、それほど高額ではありませんが、謝金を

お支払しています。

○ I (2)

ということは、そういう当事者の方でも可能ということですね。

□ A

裁判所として、この方なら適任であると判断した場合は可能と思います。

○ I (2)

ゲストスピーカーとしてそういう方がおられればみたいな、あるいは身近におつたけれども、その人が更生した過程を知っているという方でもいいわけですね。

□ A

そうですね。

○ C (1)

さっきお話の中にあったように、万引きってやっぱり共犯が多いと思うんですね。誘われて断れなくてという。だから断れない友達関係というか、そういう力関係というか、そういうものの処理の仕方みたいなものもこの中には入っているんですか。

□ E

そうですね。この万引き被害を考える会につきましては、やはりゲストスピーカーをお招きして、講話をいただいてということが一つメインとしてあります。その後、まとめをしていく中で、そういう話題に及ぶこともあります。講習が終わった後、もう一度個別の調査につなぐ場合があったりするので、そこでもう一度評価の問題とか、そういうことも振り返りとして話題にすることもあります。

○C (1)

アンガーマネジメントというのが次の暴力のところに出てくるのですが、断る力とか、そういう力を意識的に教育するというのがあるかもしれないですね。

□A

実は、少し前までは、ゲストスピーカーの話を聞いた後、少年と保護者ごとに別れて、少年グループにおいて、友達から誘われたときにどう断れば立ち止まれただろうかというような話もしていました。

また、保護者グループでは、ピアカウンセリングとまでは言いませんが、少年に対する指導方法とか、兄姉を指導するときはどうだったという話とか、自分の若い頃の話などを、少年友の会の方を交えて話をしていました。ただし、グループワークを講習に盛り込みますと、対象者の選定が難しくなり、講習の参加者全体が減ってしまうデメリットがありました。ゲストスピーカーの話を聞いてほしいのだけれども、グループワークに向かない少年や保護者がおり、現在は、個別的な話題を取り上げず、被害の実態をフロア全体で考える形にしているところです。

○D (1)

万引きをした少年の保護者に監護能力がないというか、規範意識が非常に低い保護者の方がおられるんですけれども、この考える会に参加する保護者というのは、もうちょっとしっかりとしっかりしている方を対象にしているということですね。

□A

中には犯罪意識の低い保護者の方もいらっしゃいますね。私も一緒に受けるんですかという姿勢の保護者もいらっしゃいます。でも、一緒に学んでもらい、家に持つて帰ってもらって話をしてほしいし、これを一つのコミュニケーションの材料にしてもらいたいと考え、参加をお願いしています。特に今の形になってからは、保

護者に問題があるから参加してもらわないということは、少ないと 思います。

◎委員長

次に、暴力について考える会について、裁判所の感じている難しさを述べてください。

□ A

暴力を考える会に関しては、全国どこの府でも実施しているわけではないのですが、岡山は暴力事件が多いという特徴があります。

中学生の対教師暴力などを見ていますと、アンガーマネジメントなどを学び、身に付いていれば、もう少しうまく振る舞えたのではないかと思うこともあります。そこで、医師による講義などを実施していますが、何か他にもこういうアプローチができるのかとか、工夫について御提案がありましたらお願いしたいと思います。

○L (1)

ちょっと教えていただきたいんですけども、先ほど交通事故講習の際は、非常に軽微なものを対象とするということでしたが、ここでいうところの暴力とは、例えば被害の程度などの基準はあるのでしょうか。

□ A

被害の程度で区切ってということは特にはありませんが、非常に問題性が高い、それこそ保護観察でじっくり指導してもらった方がいいという少年ではなく、もう少し軽めといいますか、初めて暴力事件で検挙されて裁判所に送致のあった少年などが多いと思います。

○L (1)

これも大体時間は2時間くらいなんですか。

□A

そうですね。2時間くらいです。

○L (1)

ここにメニューとして挙がっているものは、一通り、上からこういうふうに進めていくということなんですか。

□A

そうですね。

○M (1)

先ほどの万引き被害のところでも、小売店の店長さんから直接被害の話を聞くということがありましたけれども、やっぱりその当事者の方から話を聞くのが、交通事故についても万引きについても、暴力についても一番効果が上がると思うのですが、これが年4回程度実施ということになっていますので、可能かどうかということ、それから費用対効果的なことも考えてちょっとよく分からないんですけども、比較的軽微な暴力であっても、犯罪被害者の方から話を聞くようなことを検討はされないのでしょうか。

□N

少年事件の暴力は、顔見知りというか、友達同士というのか、そういう暴力がすごく多いんですね。したがって、被害者を連れてきて話してもらうというのはなかなか難しいです。未成年者であるところも一つ原因としてあると思うし、あとは対

教師暴力事案において、学校の先生に被害者として話をしてもらおうとしても、やはり先生に対する拒否感みたいなところもあるので、被害を受けた方をゲストスピーカーとして、何かを語っていただくというのはなかなかしづらいのかなという印象がございます。

もう一つは、大変大きな暴力事案については、今回家庭裁判所で行っている暴力を考える会の対象から除かれることが多いところもあると思っております。

◎委員長

暴力の関係で言うとM委員はDV被害者の話を聞かれることもあるかと思いますが。

○M（1）

関係者ではあるんですけども、万引きについても暴力についても、おそらく犯してしまった罪について悔い改めることが主目的になるのかもしれません、さっきの話にもあったように、断る力を身に付けるとか、コミュニケーションがうまくいかなくて、言葉が足らなくて暴力に出てしまうというようなことがあると思うので、それは多分1回や2回ではだめだと思うんですけども、そういうことになると、やっぱり個別的な対応になっていくのかなと思います。

何かその罪の背後にあるものについてアプローチしていくのが非常に大事かなと思います。

◎委員長

次の社会体験型の教育的措置について、裁判所の感じている難しさを述べてください。

□ A

昨今の少年はコミュニケーション能力が乏しかったり、地域の大人とのかかわりや社会貢献を体験する機会がなかつたりしますので、社会とのつながりや結びつきを強めて、更生につなげていけたらという思いがあります。ただし、何分地域の理解や協力が必要不可欠となりますので、こういう活動に参加させたらどうかというアイデアなどをいただけたらありがたいと思います。

○M (1)

体験型というのがすごく大事なんじやないかなと思っていて、例えば、清掃活動に一緒に同行させると、やっぱり今後はごみ捨てをしないようになると思うし、落書きを消す活動に行けば、そういうのはしてはいけないと思うだろうし、それから花を植えたりする活動に行けば、心も休まるだろうとか、それからさっきの交通安全の話でいくと、交通安全週間の啓発グッズ配布に同行してもらうことによって、交通安全を自分が訴える側になつたら、考え方方が変わるかなとか、あとは高齢の人と話をするとか、とにかく、その少年たちが感謝されたりする活動があるといいなと思います。

○D (1)

社会体験型は、実際件数は結構あるのですか。

□ A

ニーズはとても多いのですが、現在はうまく活用できていない面があります。高齢者の福祉施設とか障害者の福祉施設で行う場合は、試験観察という形で裁判所が見ている中で行うのが基本になるので、そのあたりもあってなかなか件数が伸びていないというのもあると思います。

○D (1)

これはもう子供さんだけですかね。

□A

清掃活動などは、親子で参加してもらう形が基本です。

○I (2)

清掃活動などであれば、どこかの団体にあったら呼んでくださいと言っておいて、調査官に電話があったら、その頃ちょうど清掃活動した方がいいかなと思う子に連絡をするみたいな感じなんですか。

□A

そうですね。イメージとしては短期補導委託先として、事前に依頼登録しておき、個々のケースで適宜検討するという形をとっています。

○I (2)

対象としては、在宅の子もいれば、鑑別所から試験観察で在宅に戻った子も、どっちもということですか。

□E

いずれも考えられます。

○I (2)

だとしたら、清掃活動と書いてあると、私たちはすぐ地域のクリーン作戦とか考えますけど、そういう年に1回行われるものよりも、むしろ定期的に毎週何曜日にやっているみたいなものを考えておられるということですか。試験観察の期間中に

1回しかなかったら、あるいはやらないこともあつたら困りますよね。試験観察といつたら1か月か2か月くらいしかないから、それでなかなか利用がないというような感じなのでしょうか。

□A

うまくタイミングが合わないために、なかなか活用が進まないものもあると思います。

○I (2)

よくある犯罪をした子って、それだけでだめっていうところもあるのですか。それはそんなにはないですか。タイミングの問題だけですか。

□A

そこは事前の準備によると思いますけれども、清掃活動に関しては、理解がいただけるのではないかと思います。

○I (2)

高齢者施設、障害者施設は、実はやっぱり働くのが難しい場所だと私は思っているんですが、具体的にはちょっと裏方的なことをお考えなのですか。

□A

そうですね。補助の補助みたいな感じでしょうか。

○I (2)

そうですね。そしたらやっぱり高齢者施設でも清掃とかシーツ交換作業ですかね。

□N

実際のところは、施設の方と話をしたり、例えば老人施設であれば食事を持って行ったりとか、食事の補助とかはないんですけども、行った先で、「お兄ちゃん、よく頑張っているね。」という言葉をかけてもらったりとか、そこで施設の方と話すこと、そういうことに結構意味があつたりするなと思っています。いろんな気付しがあるとか、ほめてもらうとか、そういうふうな体験ですね。ですから実際に入浴の介護などはやらせていないですし、考えてもいないところではあります。

ですから、施設内の掃除をしているところを見てもらって、ありがとう、頑張っているねと言ってもらうとか、そういう中の間接的な触れ合いといいますか、そういうところが一番大きいのかなと思っています。

○C (1)

この社会体験型は、犯罪の種類は問わないで、どんな子にも適用するんですか。

□A

そうですね。

○C (1) 何かその歪んだ自己主張とか、下手な自己主張とか、悪いセルフイメージを回復しようと思って殴ったとか、そういう負の要素から始まっていると思うんですね、いろんな事件は。だから、まんざらじやない僕みたいなものに出会えるとか、悪いこともしたけれども、まんざらじやないところもあるぞみたいに自分で思えるような、そういうものが狙いなのかなというふうに思うんですね。

ですから、やる仕事そのものは、本当に下手間の目立たないものであってもいいけれども、やっぱりさつきおっしゃられたように、それに付き添ってくださる方がおかげで助かっているよとか、できるじゃないかとか、そういうサポートがとても肝心なのかなというふうに思います。

そして、それができることで、僕も自己主張ができたとか、自分の存在が意味あったというふうに思わせる、そのフォローの部分を丁寧にやるということが、半分くらい大事なことなのかなと、作業そのものもですが。

○B (1)

指導につかれる方が大変なんですね。

□A

そうですね。

○B (1)

お客様扱い、そのあたりがどうなのかなと。

□E

先ほど申しました補導委託という枠組みは、やはり非行少年をそれなりに知っていただいて、またいろいろ気配りをしていただきながら御対応いただいているところがありますので、指導いただく方の御苦労もあると思います。

○F (2)

これ実際はないんじゃないですか。やられているのですか。2つは難しいなと。
清掃活動はいいんだけども、実際には今ほとんどないですね。

□E

件数は多くはないです。

○ I (2)

現場は後見人とかで施設に行ったら、職員の方は本当にもう休む間もなく動き回っている状態で、やっぱりもうちょっと、そういう意味では本当に国の更生の部分の予算が上がって、少し人的に余裕が出ているところで、そういう社会復帰したい人を受け入れてもらって、頑張っているねという声をかけられるような相乗効果は必要だと思うんですけども、今ちょっとそれは難しいなってすごく思っています。ここに高齢者、障害者と書いてありますが、それだけじゃなくて、いろいろ受け入れていくような感じじゃないかなと思います。

◎委員長

あと適応支援型が残ってはいるのですが、そろそろ会議の時間が迫ってまいりましたので、この部分だけ次回に持ち越させていただきたいと思います。